

鹿児島県有料老人ホーム立入検査実施要領

1 趣旨

この要領は、老人福祉法（以下「法」という。）第29条第13項の規定に基づく有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む）に対する立入検査の実施について、必要な事項を定める。

2 立入検査の基準

立入検査は、原則3年に1回とする。

ただし、介護付き有料老人ホームについては、4年に1回とする。

なお、通報、苦情等又は改善状況の確認等により、立入検査を実施する必要があると認められる場合には、随時、実施できるものとする。

3 立入検査の類型

立入検査は、通常立入検査及び合同立入検査とする。

(1) 通常立入検査

実施主体のみで実施する、定期又は随時に行う立入検査をいう。

(2) 合同立入検査

本庁と地域振興局・支庁が連携を図り、立入検査を実施することが望ましいと判断される以下の施設について、社会福祉課及び高齢者生き生き推進課と協議の上、合同で実施する立入検査をいう。

ア 指導困難等により、必要と認められる施設

イ 通報、苦情等の情報提供により、必要と認められる施設

ウ 死亡事故等重大な事故が発生し、必要と認められる施設

4 立入検査の実施主体及び立入検査職員

立入検査の実施主体は、地域振興局・支庁とし、原則として、2人以上で班を編成し、班長を定めた上で、1施設につき1日で実施することとする。

5 実施方法

(1) 実施通知

立入検査の実施については、別記第1号様式により、原則として、立入検査当日の30日前までに通知する。

なお、過去の検査状況結果等を勘案して必要があると認めるときは、事前の通知なしで検査を行う。

(2) 実施方法

別に定める「有料老人ホーム自主点検表」に記載された内容を聴取及び実地にて確認する方法で行う。

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。

また、問題の重要性や緊急性の状況に応じ、重点項目を定めて実施できるものとする。

(3) 立会い

立入検査は有料老人ホームの設置者等の立会いを求めて実施する。

(4) 講評

班長は、立入検査終了後、当該立入検査の結果について、設置者等に対し、現地において講評を行う。

なお、現地において判断が困難な事項等については、持ち帰って検討を行い、改めて連絡する。

6 検査報告

班長は、立入検査を実施したときは、その結果を別記第2号様式により、原則として、実施日から10日以内に所属長に報告しなければならない。

7 結果通知

立入調査の結果については、是正又は改善すべき具体的事項がある場合は、別記第3号様式により、また、是正等指摘事項がない場合は、別記第4号様式により、原則として、実施日から30日以内に設置者等に通知する。

8 是正又は改善状況の確認

立入検査の結果の指摘事項に対する是正又は改善状況については、期限を付して別記様式第5号様式により報告を求めるものとする。

改善報告書が提出された場合には、是正又は改善状況の具体性及び必要な挙証書類の添付等について十分内容を審査の上、受理するものとする。

なお、期限内に改善できない場合は、改善報告書に理由及び改善予定年月日を記入させることとし、その後速やかに必要な挙証書類の提出を求めるものとする。

また、必要に応じて是正又は改善の状況を実地に確認するものとする。

さらに、また、短期間に解決を図ることが困難な事項については、改善計画を立てさせ、継続的に指導することとし、定期的に改善状況を確認するものとする。

9 立入検査後の措置

(1) 改善命令

地域振興局及び支庁の長（以下「地域振興局長等」という。）は、立入検査における是正又は改善状況の確認や設置者からの報告徴取を行っても、是正又は改善が図られない場合において、法第29条第15項の規定に該当すると認めるときは、同項の規定に基づき、設置者に対して、改善に必要な措置をとるべきことを命じるものとする。

なお、この命令をしたときは、同条第17項による公示を行うものとする。

(2) 事業停止命令

保健福祉部長（以下「部長」という。）は、前項の命令やこれに基づく処分 に違反した場合において、入居者保護のため特に必要があると認めるときは、同条第16項の規定に基づき、事業の制限又は停止を命ずるものとする。

なお、この命令をしたときは、同条第17項による公示を行うものとする。

10 地域振興局長等の報告

地域振興局長等は、次の事項について、それぞれに定める期限内に部長に報告するものとする。

事 項	様 式	提出期限
立入検査実施計画	別記第6号様式	毎年6月中旬
上半期立入検査実施報告	別記第7号様式	毎年10月末日
下半期立入検査実施報告	別記第7号様式	毎年3月末日

11 その他

その他必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月6日から施行する。

※ 別記様式は省略